

公報

目次	頁
計量法	1
告示	22
私設無線電信施設の許可	22
無線電報取扱所の設置	22

立法院の議決した計量法に署名し、ここにこれを公布する。

一九五三年十一月二十七日

行政主席 比嘉 秀平

立法第八十九號

琉球政府立法院は、ここに次の通り定める。

計量法

第一章 總 則

(目 的)

第一條 この立法は、計量の基準を定め適正な計量の實施を確保し、もつて經濟の發展及び文化の向上に寄與することを目的とする。

(計量及び計量單位の定義)

第二條 この立法において、「計量」とは、長さ、質量、時間、温度、面積、体積、速さ、加速度の大きさ、

力の大きさ、壓力、仕事、工率、熱量、角度、流量、粘度、密度、濃度、光度、光束、照度、周波数、聲音の大きさ、織度、かたさ、衝擊値、引張強さ、壓縮強さ、粒度、屈折度、湿度、比重及び耐火度（以下「物象の状態の量」という。）を計することをいい、「計量單位」とは、計量の基準となるものをいう。

(基本單位及び現示)

第三條 長さ、質量、時間及び温度の計量單位は、左の通りとする。

一 長さの計量單位は、メートルとする。

メートルは、温度〇度における國際メートル原器でメートルとして示される長さとし、メートル條約によつて日本國に交付されたメートル原器により、製作された標準器で現示する。

二 質量の計量單位は、キログラムとする。

キログラムは、國際キログラム原器の質量とし、メートル條約によつて日本國に交付されたキログラム原器により製作された標準器で現示する。

三 時間の計量單位は、秒とする。

秒は、平均太陽日の八六、四〇〇分の一とし、東京天文台が秒として決定する時間で現示する。

四 温度の計量單位は、度とする。

度は、熱力學的溫度目盛（空氣で飽和している水と氷との、壓力一・〇一二五〇バールの下における平衡溫度を〇度とし、水と水蒸氣との、壓力一・〇一二五〇バールの下における平衡溫度を一〇〇度とする目盛をいう。）によるものとし、國際度量衡總會の採決による溫度目盛で現示する。

(標準器の保管)

第四條 前條第一號及び第二號の標準器は、行政主席が保管する。

(誘導單位及び現示)

第五條 面積、体積、速さ、加速度の大きさ、力の大きさ、壓力、仕事、工率、熱量、角度、流量、粘度、密度、光度、光束、照度、周波数及び聲音の大きさの計量單位は、左の通りとする。

一 面積の計量單位は、平方メートルとする。

平方メートルは、邊の長さが一米ートルの正方形の面積をいう。

二 体積の計量單位は、立方メートルとする。

立方メートルは、稜の長さが一米ートルの立方体の体積をいう。

三 速さの計量單位は、メートル毎秒とする。

メートル毎秒は、一秒につき一米ートルの速さをいう。

四 加速度の大きさの計量單位は、メートル毎秒毎秒とする。

メートル毎秒毎秒は、一秒につき一米ートル毎秒の加速度の大きさをいう。

五 力の大きさの計量單位は、ニュートン及び重量キログラムとする。

ニュートンは、一キログラムの質量の物体に働くとき加速度の大きさが一米ートル毎秒毎秒の加速度を與える力の大きさをいう。

重量キログラムは、一キログラムの質量の物体に働くとき加速度の大きさが九・八〇六六五メートル毎秒毎秒の加速度を與える力の大きさをいう。

六 壓力の計量單位は、バール、重量キログラム毎平方センチメートル、水銀柱メートル、水柱メートル及び氣壓とする。

バールは、一平方メートルにつき一〇〇、〇〇〇ニュートンの壓力をいう。

重量キログラム毎平方センチメートルは、一平方メートルにつき一〇、〇〇〇重量キログラムの壓力をいう。

水銀柱メートルは、一三、五九五・一〇キログラム毎立方メートルの密度を有する一米ートルの高さの波柱が、加速度の大きさが九・八〇六六五メートル毎秒毎秒の重力の下においてその波柱の底面に及ぼす壓力をいう。但し、氣象に關しては、國際氣象機關で採決されたものによることができる。

水柱メートルは、九九九・九七二キログラム毎立方メートルの密度を有する一米ートルの高さの波柱が、加速度の大きさが九・八〇六六五メートル毎秒毎秒の重力の下においてその波柱の底面に及ぼす壓力をいう。但し、氣象に關しては、國際氣象機關で採決されたものによることができる。

度を有する一メートルの高さの液柱が、加速度の大きさが九・八〇六六五メートル毎秒毎秒の重力の下においてその液柱の底面に及ぼす壓力をいう。

氣壓は、一三、五九五・一〇キログラム毎立方メートルの密度を有する〇・七六メートルの高さの液柱が、加速度の大きさが九・八〇六六五メートル毎秒毎秒の重力の下においてその液柱の底面に及ぼす壓力をいう。

七 仕事の計量單位は、ジュール、キロワット時及びキログラムメートルとする。

ジュールは、力の大きさが一ニュートンの力がその力の方向に物体を一メートル動かすときにする仕事をいう。

キロワット時は、一、〇〇〇ワットの工率で三、六〇〇秒の時間にされる仕事をいう。

キログラムメートルは、力の大きさが一重量キログラムの力がその力の方向に物体を一メートル動かすときにする仕事をいう。

八 工率の計量單位は、ワットとする。

ワットは、一秒につき一ジュールの工率をいう。

九 熱量の計量單位は、ジュール、キロワット時、キログラムメートル及びキロカロリーとする。

ジュールは、一ジュールの仕事

に相當する熱量をいう。

キロワット時は、一キロワット時の仕事に相當する熱量をいう。キログラムメートルは、一キログラムメートルの仕事に相當する熱量をいう。

キロカロリーは、溫度を指定したときは、壓力一・〇一三二五〇バールの下において一キログラムの質量の水の溫度を、その指定の溫度より〇・五度低い溫度からその指定の溫度より〇・五度高い溫度まで上げる熱量をいい、溫度を指定しないときは、四、一八六・〇ジュールとする。

十 角度の計量單位は、度及びラジアンとする。

度は、圓周を三六〇等分した弧に對する中心角の角度をいう。

ラジアンは、圓の半径に等しい長さの弧に對する中心角の角度をいう。

十一 流量の計量單位は、立方メートル毎秒及びキログラム毎秒とする。

立方メートル毎秒は、一秒につき一立方メートルの流量をいう。

キログラム毎秒は、一秒につき一キログラムの流量をいう。

十二 粘度の計量單位は、ポアズとする。

ポアズは、流体内に一メートルにつき一メートル毎秒の速度こう配があるとき、その速度こう配の

方向に垂直な面において速度の方向に一平方メートルにつき〇・一ニュートンの力の大きさの應力が生ずる粘度をいう。

十三 密度の計量單位は、キログラム毎立方メートルとする。

キログラム毎立方メートルは、一立方メートルにつき一キログラムの密度をいう。

十四 濃度の計量單位は、質量百分率、体積百分率、モル濃度及び規定とする。

質量百分率は、物質の含有成分の質量とその物質の質量との比の一〇〇倍をいう。

体積百分率は、同じ壓力の下における物質の含有成分の体積とその物質の体積との比の一〇〇倍をいう。

モル濃度は、溶液一立方メートル中に溶質一、〇〇〇グラム分子を含有する溶液の濃度をいう。

規定は、溶液一立方メートル中に溶質一、〇〇〇グラム當量を含有する溶液の濃度をいう。

十五 光度の計量單位はカンデラとする。

カンデラは、白金の凝固点にある黒体の一平方メートルの平らな表面の垂直方向の光度の六〇〇、〇〇〇分の一の光度をいう。

十六 光束の計量單位は、ルーメンとする。

ルーメンは、すべての方向に放

射される光の光度が一様に一カンデラである点光源から單位立体角（一メートルの半径を有する球の球面上の一平方メートルの部分に對する中心立体角をいう。）内に放射される光束をいう。

十七 照度の計量單位は、ルクスとする。

ルクスは、一ルーメンの光束をもつて一平方メートルの面を一樣に照らす場合の照度をいう。

十八 周波数の計量單位は、サイクル毎秒又はサイクルとする。

サイクル毎秒又はサイクルは、周期的現象が一秒間に一回繰り返される周波数をいう。

十九 騒音の大きさの計量單位は、ホンとする。

ホンは、その騒音と大きさの等しい標準音波（一、〇〇〇サイクル毎秒の正弦平面進行音波をいう。）の工率密度レベルによるものとし、標準音波の工率密度レベルは、その工率密度（一平方メートル當りの工率）と壓力一・〇一三二五〇バール及び溫度〇度において一平方メートルにつき一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇分の

の一ワットの工率密度との比が一定である場合を〇ホンとし、一〇である場合を一〇ホンとする常用對數尺度で表わす。

（補助計量單位）
第六條 第三條及び前條の計量單位の

補助計量單位は、左の通りとする。

一 第三條第一號のメートルの補助計量單位は、ミリミクロン、ミクロン、ミリメートル、センチメートル、デシメートル及びキロメートルとする。

ミリミクロンは、メートルの一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

ミクロンは、メートルの一、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

ミリメートルは、メートルの一、〇〇〇分の一をいう。

センチメートルは、メートルの一、〇〇分の一をいう。

デシメートルは、メートルの一、〇分の一をいう。

キロメートルは、一、〇〇〇メートルをいう。

二 第三條第二號のキログラムの補助計量單位は、ミリグラム、グラム及びトンとする。

ミリグラムは、キログラムの一、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

グラムは、キログラムの一、〇〇分の一をいう。

トンは一、〇〇〇キログラムをいう。

三 第三條第三號の秒の補助計量單位は、分及び時とする。

分は、六〇秒をいう。

四 第三條第四號の度の補助計量單位は、三、六〇〇秒をいう。

位は、絶対温度とする。

絶対温度は、度を表わす数値に規則で定める数値を加えた数値で表わされる目盛をいう。

五 第五條第一號の平方メートルの補助計量單位は、平方ミリメートル、平方センチメートル、平方デシメートル、平方キロメートル、アール及びヘクタールとする。

平方ミリメートルは、平方メートルの一、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

平方センチメートルは、平方メートルの一、〇〇〇分の一をいう。

平方デシメートルは、平方メートルの一、〇〇分の一をいう。

平方キロメートルは、一、〇〇〇平方メートルをいう。

アールは、一〇〇平方メートルをいう。

ヘクタールは、一〇、〇〇〇平方メートルをいう。

六 第五條第二號の立方メートルの補助計量單位は、立方ミリメートル、立方センチメートル及び立方デシメートルとする。

立方ミリメートルは、立方メートルの一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

立方センチメートルは、立方メートルの一、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

立方デシメートルは、立方メートルの一、〇〇〇分の一をいう。

トルの一、〇〇〇分の一をいう。

七 第五條第三號のメートル毎秒の補助計量單位は、キロメートル毎秒とする。

キロメートル毎秒は、一時間につき一キロメートルの速さをいう。

八 第五條第四號のメートル毎秒毎秒の補助計量單位は、ミリガル及びガルとする。

ミリガルは、メートル毎秒毎秒の一、〇〇、〇〇〇分の一をいう。

ガルは、メートル毎秒毎秒の一、〇〇分の一をいう。

九 第五條第五號のニュートンの補助計量單位は、ダイン及びメカダインとする。

ダインは、ニュートンの一〇〇、〇〇〇分の一をいう。

メカダインは、一〇ニュートンをいう。

十 第五條第五號の重量キログラムの補助計量單位は、重量ミリグラム、重量グラム及び重量トンとする。

重量ミリグラムは、重量キログラムの一、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

重量グラムは、重量キログラムの一、〇〇〇分の一をいう。

重量トンは、一、〇〇〇重量キログラムをいう。

十一 第五條第六號のバールの補助計量單位は、ミクロバール及びミリバールとする。

ミクロバールは、バールの一、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

ミリバールは、バールの一、〇〇〇分の一をいう。

十二 第五條第六號の重量キログラム毎平方センチメートルの補助計量單位は、重量グラム毎平方センチメートルとする。

重量グラム毎平方センチメートルは、重量キログラム毎平方センチメートルの一、〇〇〇分の一をいう。

十三 第五條第六號の水銀柱メートルの補助計量單位は、水銀柱ミリメートル及び水銀柱センチメートルとする。

水銀柱ミリメートルは、水銀柱メートルの一、〇〇〇分の一をいう。

水銀柱センチメートルは、水銀柱メートルの一、〇〇分の一をいう。

十四 第五條第六號の水柱メートルの補助計量單位は、水柱ミリメートル及び水柱センチメートルとする。

水柱ミリメートルは、水柱メートルの一、〇〇〇分の一をいう。

水柱センチメートルは、水柱メートルの一、〇〇分の一をいう。

十五 第五條第七號のジュールの補助計量單位は、エルグ及びキロジュールとする。

エルグは、ジュールの一〇、〇

〇〇、〇〇〇分の一をいう。

キロジュニールは、一、〇〇〇〇ジュニールをいう。

十六 第五條第七號のキロワット時の補助計量單位は、ワット時とする。

ワット時は、キロワット時の一、〇〇〇〇分の一をいう。

十七 第五條第八號のワット時の補助計量單位は、キロワットとする。

キロワットは、一、〇〇〇〇ワットをいう。

十八 第五條第九號のジュニールの補助計量單位は、エルグ及びキロジュニールとする。

エルグは、ジュニールの一〇、〇〇〇、〇〇〇〇分の一をいう。

キロジュニールは、一、〇〇〇〇ジュニールをいう。

十九 第五條第九號のキロワット時の補助計量單位は、ワット時とする。

ワット時は、キロワット時の一、〇〇〇〇分の一をいう。

二十 第五條第九號のキロカロリーの補助計量單位は、カロリーとする。

カロリーは、キロカロリーの一、〇〇〇〇〇分の一をいう。

二十一 第五條第十號の度の補助計量單位は、秒及び分とする。

秒は、度の三、六〇〇分の一をいう。

分は、度の六〇分の一をいう。

二十二 第五條第十一號の立方メートル毎秒の補助計量單位は、立方メートル毎分とする。

立方メートル毎分は、一分につき一立方メートルの流量をいう。

二十三 第五條第十一號のキログラムの補助計量單位は、トン毎時とする。

トン毎時は、一時間につき一トンの流量をいう。

二十四 第五條第十二號のボアズの補助計量單位は、ミリボアズ及びセンチボアズとする。

ミリボアズは、ボアズの一、〇〇〇分の一をいう。

センチボアズは、ボアズの一〇〇分の一をいう。

二十五 第五條第十三號のキログラム毎立方メートルの補助計量單位は、グラム毎立方センチメートルとする。

グラム毎立方センチメートルは、一平方センチメートルにつき一グラムの密度をいう。

二十六 第五條第十八號のサイクル毎秒又は、サイクルの補助計量單位は、キロサイクル毎秒又はキロサイクル、メガサイクル毎秒又はメガサイクル、回毎分及び回毎時とする。

キロサイクル毎秒又はキロサイクルは、一、〇〇〇〇サイクル毎秒又は、一、〇〇〇〇サイクルをいう。

メガサイクル毎秒又はメガサイクルは、一、〇〇〇、〇〇〇〇サイクル毎秒又は一、〇〇〇、〇〇〇サイクルをいう。

回毎分は、周期的現象が一分間に一回繰り返される周波数をいう。

回毎時は、周期的現象が一時間に一回繰り返される周波数をいう。

第七條 前條に規定するものの外、海面における長さの計量、液体又は粒状物の体積の計量その他規則で定める特殊の計量の用途に用いる長さ、体積、質量、速さ、角度、密度又は濃度の計量單位の補助計量單位は、規則で定める。

(非法定計量單位の使用禁止)

第八條 第三條及び第五條に規定する物象の状態の量については、法定計量單位(第三條及び第五條の計量單位並びに第六條及び前條の補助計量單位をいう。)以外の計量單位は、取引上又は證明上の計量(物象の状態の量の表示を含む。以下この條中同じ。)に用いてはならない。但し、輸出する貨物の計量、貨物の輸入についての計量その他規則で定める計量については、この限りでない。

2 前條の規則で定める補助計量單位は、各補助計量單位について同條の規則で定める特殊の計量の用途に用いる場合でなければ、取引上又は證明上の計量に用いてはならない。

3 第一項但書の規定は、前項の場合に準用する。

(取引及び證明の定義)

第九條 この立法において「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいう。

2 この立法において「證明」とは、公に又は業務上他人に一定の事實が真事である旨を表明することをいう。

3 車両若しくは船舶の運行又は火薬、ガスその他の危険物の取扱に關して人命又は財産に對する危険を防止するために用いる計量器であつて、規則で定めるものを用いて行う計量は、この立法の適用に關しては、證明とみなす。

(計量器の定義)

第十條 この立法において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置であつて、左に掲げるもの(メートル原器、キログラム原器、メートル副原器及びキログラム副原器並びに標準器を除く。)をいう。

一 左に掲げる長さ計

イ 實目盛付直尺

ロ 伸縮目盛付直尺

ハ 實目盛付曲尺

ニ 伸縮目盛付曲尺

ホ 巻尺

ヘ 疊尺

ト れん尺

チ はさみ尺

リ 回轉尺
 ヌ 目盛なし長さ計(プロックゲージに限る。)
 ニ はかり
 三 左に掲げる時間計
 イ ストップウォッチ
 ロ 分時計
 四 左に掲げる温度計
 イ 指示目盛温度計
 ロ 自記温度計
 五 面積計
 六 左に掲げる体積計
 イ ます
 ロ 化学用体積計(メスフラスコ、ビベット、ビュレット、メスシリンダー及び血沈計に限る。)
 ハ 積算体積計
 ニ 定体積計送機
 ホ 日盛付タンク、目盛付タンカー及び目盛付タンクローリー
 ヘ ガスピュレット
 ト 肺活量計
 七 左に掲げる速さ計
 イ ビット管式速さ計
 ロ 機械的遠心式同轉型速さ計
 ハ 電流式同轉型速さ計
 ニ 粘性式同轉型速さ計
 ホ 電氣式同轉型速さ計
 ヘ 時計式同轉型速さ計
 ト プロペラ式同轉型速さ計
 ハ 力計
 九 左に掲げる壓力計
 イ 指示壓力計

ロ 自記壓力計
 ハ 分銅式標準壓力計
 ニ 血壓計
 十 仕事計(積算電力計を除く。)
 十一 左に掲げる工率計
 イ 制動工率計
 ロ 反動工率計
 ハ 傳達工率計
 十二 熱量計
 十三 左に掲げる角度計
 イ 機械的分度器
 ロ 角度定規
 ハ 經緯儀
 ニ 分度付水準儀
 ホ 六分儀及び八分儀
 ヘ 測斜儀
 ト 垂直計
 十四 左に掲げる流量計
 イ 差壓流量計
 ロ 面積式流量計
 十五 粘度計(細管式粘度計に限る。)
 十六 密度計
 十七 濃度計(浮ひよう型液体濃度計に限る。)
 十八 光度計
 十九 光束計
 二十 照度計
 二十一 周波數計
 二十二 騒音計
 二十三 機度計
 二十四 左に掲げるかたさ試験機
 イ 金属材料用ブリネルかたさ試験機

ロ 金属材料用ロックウェルBかたさ試験機
 ハ 金属材料用ロックウェルCかたさ試験機
 ニ 金属材料用ビツカースかたさ試験機
 ホ 金属材料用ショアかたさ試験機
 二十五 左に掲げる衝擊値試験機
 イ 金属材料用シャルピー衝擊値試験機
 ロ 金属材料用アイゾット衝擊値試験機
 二十六 左に掲げる引張強さ試験機
 イ 金属材料用引張強さ試験機
 ロ 纖維用引張強さ試験機
 二十七 壓縮強さ試験機(金属材料用壓縮強さ試験機に限る。)
 二十八 粒度計(標準ふるいに限る。)
 二十九 屈折度計(デイオトリ計に限る。)
 三十 左に掲げる湿度計
 イ 乾濕球湿度計
 ロ 電氣式湿度計
 ハ 物体の變形による湿度計
 三十一 比重計
 三十二 耐火度計
 第三章 計量機に関する事業
 第一節 製造
 (製造の事業の許可)
 第十一條 計量器の製造(修理以外の改造を含む。)の事業を行おうとする者は、第十二條の区分に従い、その工場又は事業場ごとに、行政主席の許可を受けなければならない。但し、自己の使用にのみ供する計量器の製造の事業を行おうとする者については、この限りでない。
 2 前項但書に規定する者は、製造の事業を行おうとするときは、その旨を行政主席に届け出なければならない。

(許可の区分)
 第十二條 製造の事業の許可の区分は、左の通りとする。
 一 金屬製長さ計
 二 木製長さ計
 三 竹製長さ計
 四 纖維製長さ計
 五 端度器
 六 回轉式長さ計
 七 長さ計(前六號に掲げるものを除く。)
 八 天びん
 九 ばね式はかり
 十 懸垂はかり、皿はかり及び台はかり
 十一 棒はかり
 十二 自動はかり
 十三 分銅及びおもり
 十四 はかり(前六條に掲げるものを除く。)
 十五 時間計
 十六 体温計
 十七 ガラス製温度計(体温計を除く。)

十八 金屬製溫度計
十九 溫度計（前三號に掲げるものを除く。）
二十 面積計
二十一 ガスメーター
二十二 水量メーター
二十三 ガソリン量器
二十四 オイルメーター
二十五 木製ます及び斗概
二十六 金屬製ます
二十七 化學用体積計及びガラス製ます
二十八 体積計（前七號に掲げるものを除く。）
二十九 速度計
三十 力計
三十一 壓力計
三十二 仕事計
三十三 工率計
三十四 熱量計
三十五 角度計
三十六 流量計
三十七 粘度計
三十八 密度計、濃度計及び比重計
三十九 光度計、光束計及び照度計
四十 回轉計
四十一 音高計
四十二 周波數計（回轉計及び音高計を除く。）
四十三 騒音計
四十四 織度計
四十五 かたさ試験機
四十六 衝撃値試験機、引張強さ試験機及び壓縮強さ試験機

四十七 粒度計
四十八 屈折度計
四十九 湿度計
五十 耐火度計
（許可の資格事由）
第十三條 左の各號の一に該當する者は、製造の事業の許可を受けることができない。
一 この立法又はこの立法に基く規則に違反して、罰金以上の刑に處せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二 この立法の規定により製造若しくは修理の事業の許可又は販賣若しくは販賣の仲立の事業の登録を取り消され、取消の日から二年を経過しない者
三 前二號に掲げる者が役員となつてゐる法人
（許可の申請書）
第十四條 製造の事業の許可を受けようとする者は、左の事項を記載した申請書に、工場又は事業場の圖面及び法人にあつては定款又は寄附行爲を添附し、行政主官に提出しなければならない。
一 氏名又は名稱及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
二 工場又は事業場の所在地
三 製造をしようとする計量器の種類
四 製造のための主要な設備の名稱及び數

五 主任の技術者の氏名及び經歷
六 事業計画及び事業收支見積
七 製造のための設備の完成期日
八 事業開始の予定時期
（試作命令）
第十五條 行政主官は、申請書を受領した日から一箇月以内に、五〇個以内の數量を指定し、當該申請に係る區分に屬する計量器のうち申請者の選定するものを試作して六箇月以内に提出すべきことを命じなければならない。但し、その申請をした者が第十三條各號の一に該當するとき、又はその申請が第十六條第一號から第三號までに該當しないときは、この限りでない。
（許可の基準）
第十六條 行政主官は、製造の事業の許可の申請が左の各號に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。
一 當該計量器の検査のため、規則で定める基準器であつて、基準器検査に合格したものを備へること。
二 前號に定めるものの外、當該計量器の検査のため、規則で定める設備を備へること。
三 當該計量器の製造のための設備が規則で定める技術上の基準に適合するものであること。
四 前條の規定による命令に従ひ提出された計量器が第八十四條第一

項各號の規定に適合し、且つ、規則で定める耐久度試験に合格すること。
2 行政主官は、製造の事業の許可の申請が前項各號に適合しないと認めるときは、その旨を申請者に通知しなければならない。
（許可の有効期間）
第十七條 製造の事業の許可の有効期間は、許可の日から起算して一〇年とする。但し、再許可を妨げない。
（許可證の交付）
第十八條 行政主官は、製造の事業の許可をしたときは、申請者に許可證を交付する。
2 許可證には、左の事項を記載しなければならない。
一 許可の年月日及び許可番號
二 氏名又は名稱及び住所
三 工場又は事業場の所在地
四 許可の區分
（附帶事業）
第十九條 製造の事業の許可を受けた者（以下「製造事業者」という。）は、第三十二條第一項の規定にかかわらず、その許可を受けた工場若しくは事業場において、許可の區分に従ひ計量器の修理の事業を行い、又は第四十四條第一項の規定にかかわらず、製造若しくは修理をした計量器の販賣の事業を行うことを妨げない。
2 製造事業者は、許可を受けた工場又は事業場以外の場所において、そ

の者が製造又は修理をした計量器の
販賣の事業を行おうとするときは、
第四十四條第一項の登録を受けた場
合を除き、その旨を行政主席に届け
出なければならない。

(工場、事業場外の製造)

第二十條 製造事業者は、第十一條第
一項又は第三十二條第一項の規定に
かかわらず、あらかじめ、行政主席
に届け出たときは、許可を受けた工
場又は事業場以外の場所において、
計量器の製造又は修理を行うこと
を妨げない。

(記號の届出)

第三十一條 製造事業者は、その者が
製造をした計量器であることを表示
するための記號を定めて、行政主席
に届け出なければならない。これを
變更したときも、同様とする。

2 前項の記號は、二以上の区分又は
工場若しくは事業場について許可を
受けた製造事業者にあつては、すべ
ての区分又は工場若しくは事業場を
通じて同一のものでなければなら
ない。

3 行政主席は、第一項の規定により
届出のあつた記號がその届け出前に
他の者が届け出た記號と同一又は類
似であると認めるときは、その變更
を命ずることができる。

(記號の表記)

第二十二條 製造事業者は、計量器の
製造又は修理をしたときは、遅滞な
く、その計量器に、前條第一項の規

定により届け出た記號を表記しなけ
ればならない。但し、その構造上表
記することが困難な計量器その他の
計量器であつて、規則で定めるもの
については、この限りでない。

(設備の變更等)

第二十三條 製造事業者は、製造のた
めの設備を變更し、又は工場若しく
は事業場を移轉しようとするとき
は、行政主席の許可を受けなければ
ならない。

2 第十六條第一項第三號及び第二項
の規定は、前項の許可に準用する。

(承継)

第二十四條 製造事業者について、相
續又は合併があつたときは、相續人
(相續人が二人以上ある場合におい
て、その全員の同意により事業を承
繼すべき相續人を選定したときは、
その者)又は合併後存続する法人若
しくは合併により設立した法人は、
製造事業者の地位を承繼する。

2 製造の事業の全部の譲渡があつた
ときは、譲受人は、製造事業者の地
位を承繼する。

(許可證の訂正)

第二十五條 製造事業者は、第十八條
第二項第一號又は第三號に規定する
事項に變更があつたときは、遅滞な
く、行政主席にその許可證を提出し、
訂正を受けなければならない。

2 前項の場合において、前條の規定
により製造事業者の地位を承繼した
者は、その事實を證する書面を提出

しなければならない。

(届出)

第二十六條 製造事業者は、その事業
を廢止したときは、遅滞なく、その
旨を行政主席に届け出なければなら
ない。その事業を一箇月以上休止す
るときも、同様とする。

2 製造事業者たる法人は、その代表
者を變更したとき、又は代表者の氏
名が變更したときは、遅滞なく、そ
の旨を行政主席に届け出なければな
らない。

(許可證の再交付)

第二十七條 製造事業者は、許可證を
よこし、損じ、又は失つたときは、
行政主席に申請し、その再交付を受
けることができる。

(許可の失効)

第二十八條 製造事業者がその事業を
廢止したときは、許可は、その効力
を失う。

(許可の取消又は事業の停止)

第二十九條 行政主席は、製造事業者
が左の各號の一に該當するときは、
その許可を取り消し、又は一年以内
の期間を定めてその事業の停止を命
ずることができる。

一 この立法又はこの立法に基く規
則に違反したとき。

二 第十三條各號の一に該當するに
至つたとき。

三 不正な手段により製造の事業の
許可を受けたとき。

四 第十六條第一項第一號の規則で

定める基準器であつて、基準器檢
査に合格したもの又は同項第二號
の規則で定める設備を欠くに至つ
たとき。

(許可證の返納)

第三十條 製造事業者は、その許可が
効力を失つたときは、一箇月以内
に、行政主席に許可證を返納しなけ
ればならない。

(再許可の手續)

第三十一條 第十七條但書の再許可に
ついては、第十四條、第十五條及び
第十六條第一項第四號の規定にか
かわらず、規則で定める簡易な手續に
よることができる。

第二節 修 理

(修理の事業の許可)

第三十二條 計量器の修理の事業を行
おうとする者は、第三十三條の区分
に従い、その工場又は事業場ごと
に、行政主席の許可を受けなければ
ならない。但し、自己の使用にのみ
供する計量器の修理の事業を行おう
とする者については、この限りでな
い。

2 前項但書に規定する者は、修理の
事業を行おうとするときは、その旨
を行政主席に届け出なければならない。
い。

(許可の区分)

第三十三條 修理の事業の許可の区分
は、左の通りとする。

一 長さ計(回轉尺を除く。)及び
面積計

- 二 はかり及び力計
 - 三 時間計
 - 四 電気式温度計
 - 五 ガスメーター
 - 六 水量メーター
 - 七 ガソリン量器
 - 八 体積計(ガスメーター、水量メーター及びガソリン量器を除く。)
 - 九 速さ計、回転尺及び回転計
 - 十 壓力計及び温度計(電気式温度計を除く。)
 - 十一 仕事計及び工率計
 - 十二 熱量計
 - 十三 角度計
 - 十四 流量計
 - 十五 粘度計
 - 十六 密度計、濃度計、湿度計及び比重計
 - 十七 光度計、光束計及び照度計
 - 十八 騒音計及び音高計
 - 十九 周波数計(回転計及び音高計を除く。)
 - 二十 かたさ試験機、衝撃値試験機、引張強さ試験機及び壓縮強さ試験機
 - 二十一 織度計
 - 二十二 粒度計
 - 二十三 屈折度計
 - 二十四 耐火度計
- (許可の申請書)
- 第三十四條 修理の事業の許可を受けようとする者は、左の事項を記載した申請書に、工場又は事業場の図面及び法人にあつては定款又は寄附行

爲を添附し、行政主席に提出しなければならない。

一 氏名又は名稱及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 工場又は事業場の所在地

三 修理をしようとする計量器の種類

四 修理のための主要な設備の名稱及び数

五 主任の技術者の氏名及び經歷

六 事業計画及び事業收支見積

七 修理のための設備の完成期日

八 事業開始の豫定時期

(許可の基準)

第三十五條 行政主席は、修理の事業の許可の申請が左の各號に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。

一 當該計量器の検査のため、規則で定める基準期であつて、基準器検査に合格したものを備えること。

二 前號に定めるものの外、當該計量器の検査のため、規則で定める設備を備えること。

三 當該計量器の修理のための設備が規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

2 行政主席は、修理の事業の許可の申請が前項各號に適合しないと認めるときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

(附帯事業)

第三十六條 修理の事業の許可を受けた者(以下「修理事業者」という。)

は、第四十四條第一項の規定にかかわらず、その許可を受けた工場又は事業場において、その者が修理をした計量器の販賣の事業を行うことを妨げない。

(工場、事業場外の修理)

第三十七條 修理事業者は、第三十二條第一項の規定にかかわらず、あらかじめ、行政主席に届け出たときは、許可を受けた工場又は事業場以外の場所において、計量器の修理を行うことを妨げない。

(記録の届出)

第三十八條 修理事業者は、その者が修理をした計量器であることを表示するための記録を定めて、行政主席に届け出なければならない。これを變更したときも、同様とする。

2 第二十一條第二項及び第三項の規定は、前項の記録に準用する。

3 第一項の記録は、製造事業者たる修理事業者にあつては、各事業を通じて同一のものでなければならぬ。

(設備の變更等)

第三十九條 修理事業者は、修理のための設備を變更し、工場若しくは事業場を移轉しようとするときは、行政主席の許可を受けなければならない。

2 第三十五條第一項第三號及び第二項の規定は、前項の許可に準用する。

る。

(許可の失効)

第四十條 修理事業者がその事業を廢止したときは、許可は、その効力を失う。

(許可の取消又は事業の停止)

第四十一條 行政主席は、修理事業者が左の各號の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 この立法又はこの立法に基く規則に違反したとき。

二 第四十三條において準用する第十三條各號の一に該当するに至つたとき。

三 不正な手段により修理の事業の許可を受けたとき。

四 第三十五條第一項第一號の規則で定める基準期であつて、基準器検査に合格したもの又は同項第二號の規則で定める設備を欠くに至つたとき。

(再許可の手続)

第四十二條 第四十三條において準用する第三十七條但書の再許可については、第三十四條の規定にかかわらず、規則で定める簡易な手續によることができる。

(準用規定)

第四十三條 第十三條、第十七條、第十八條、第二十二條、第二十四條から第二十七條まで及び第三十條の規定は、修理の事業に準用する。

第三節 販賣及び販賣の仲立

(販賣等の事業の登録)

第四十四條 計量器の販賣又は販賣の仲立(以下「販賣等」という。)の事業を行おうとする者は、第四十五條の区分に従い、その店舗ごとに、行政主務の登録を受けなければならない。但し、計量器の製造若しくは修理の事業の許可又は販賣等の事業の登録が効力を失つた場合において、その許可又は登録を受けていた者がその事業上所有していた計量器を処分するため販賣の事業を行おうとするとき、その他規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項但書の場合においては、販賣等の事業を行おうとする者は、あらかじめ、販賣等の方法及び期間を定めて、行政主務に届け出なければならない。販賣等の方法又は期間を変更しようとするときも、同様とする。

(登録の区分)

第四十五條 販賣等の事業の登録の区分は、左の通りとする。

一 長さ計(ノギス、ノギス以外の副尺付はさみ尺、プロックゲージ及び回轉尺を除く。)

二 ます(計量筒式ガッリン量器を除く。)、斗概及び化学用体積計

三 体積計(前號に掲げるものを除く。)

四 はかり、分銅、おもり、力計及び機度計

五 時間計

六 温度計、仕事計、工率計、熱量計、流量計、粘度計、密度計、濃度計、周波数計(回轉計を除く。)、光度計、光束計、照度計、騒音計、屈折度計、濃度計、比重計及び耐火度計

七 面積計、角度計、速さ計、壓力計、回轉計、粒数計、ノギス、ノギス以外の副尺付はさみ尺、プロックゲージ、回轉尺、かたさ試験機、衝撃試験機、引張強さ試験機及び引張強さ試験機

(登録の欠格事由)

第四十六條 左の各號の一に該当する者は、計量器の販賣等の事業の登録を受けることができない。

一 この立法又はこの立法に基づく規則に違反して、罰金以上の刑に處せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 この立法の規定により製造若しくは修理の事業の許可又は販賣等の事業の登録を取り消され、取消の日から一年を経過しない者

三 前二號に掲げる者が役員となつてゐる法人

(登録の申請書)

第四十七條 販賣等の事業の登録を受けようとする者は、左の事項を記載した申請書に、法人にあつては定款又は寄附行為を添付し、行政主務に提出しなければならない。

一 氏名又は名稱及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 店舗の所在地

三 販賣等しようとする計量器の種類

(登録の基準)

第四十八條 行政主務は、販賣等の事業の登録の申請が左の各號に適合すると認めるときは、登録をしなければならない。

一 販賣等の事業を行うに必要な店舗を有すること。

二 第四十五條第四號に掲げる計量器の販賣等の事業の登録の申請にあつては、檢定證印並びに當該計量器の構造及び公差について販賣上必要な知識を有すること。

2 行政主務は、販賣等の事業の登録の申請が前項各號に適合しないと認めるときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の有効期間)

第四十九條 販賣等の事業の登録の有効期間は、登録の日から起算して五年とする。但し、再登録を妨げない。

(登録簿)

第五十條 行政主務は、登録簿を備え、左の事項を登録しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番號

二 氏名又は名稱及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

三 店舗の所在地

四 登録の区分

五 第五十六條の規定により事業の停止を命じたときは、その事由及び期間

(登録證の交付)

第五十一條 行政主務は、販賣等の事業の登録をしたときは、申請者に登録證を交付する。

2 登録證には、左の事項を記載しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番號

二 氏名又は名稱及び住所

三 店舗の所在地

四 登録の区分

(店舗外の販賣)

第五十二條 販賣等の事業の登録を受けた者(以下「販賣事業者」という。)は、第四十四條第一項の規定にかかわらず、あらかじめ、行政主務に届け出たときは、博覽會、展示會等の施設内の場所において、計量器の販賣を行うことを妨げない。

(店舗の移轉)

第五十三條 販賣事業者は、店舗を移轉しようとするときは、行政主務に届け出なければならない。

(登録證の訂正)

第五十四條 販賣事業者は、第五十一條第二項第二號又は第三號に規定する事項に変更があつたときは、遅滞なく、行政主務にその登録證を提出し、訂正を受けなければならない。

2 第二十五條第二項の規定は前項の場合に準用する。

(登録の失効)

第五十五條 販賣事業者がその事業を廃止したときは、登録はその効力を失う。

(登録の取消又は事業の停止)

第五十六條 行政主席は、販賣事業者が左の各號の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 この立法又はこの立法に基く規則に違反したとき。

二 第四十六條各號の一に該当するに至つたとき。

三 不正な手段により販賣等の事業の登録を受けたとき。

四 販賣等の事業を行う店舗を欠くに至つたとき。

(登録のまつ消)

第五十七條 行政主席は、販賣等の事業の登録がその効力を失つたときは、第五十條の規定による登録をまつ消しなければならない。

(再登録の手続)

第五十八條 第四十九條但書の再登録については、第四十七條の規定にかかわらず、規則で定める簡易な手続によることができる。

(準用規定)

第五十九條 第二十四條、第二十六條、第二十七條及び第三十條の規定は、販賣等の事業の登録に準用する。

第三章 計量の安全の確保

(検定を受ける義務)

第六十條 計量器の製造、修理又は輸入をした者は、検定を受け、これに合格したもの（第八十五條に規定する計量器にあつては、検定の有効期間内にあるものに限る。）でなければ、当該計量器を譲渡し、貸し渡し、又は修理を委託した者に引き渡してはならない。

第六十一條 左に掲げる場合は、前條の規定は、適用しない。

一 製造事業者、修理事業者又は販賣事業者が譲渡し、貸し渡し、又は引き渡す計量器の種類及び数量並びに相手方を定めて、行政主席の許可を受けたとき。

二 あらかじめ、行政主席に届け出て、輸出のため計量器を譲渡し、貸渡し、又は引き渡すとき。

三 製造事業者、修理事業者又は販賣事業者以外の者が取引又は証明以外の用に供する計量器を譲渡し、貸し渡し、又は引き渡すとき。

四 製造事業者又は修理事業者が規則で定める範囲内の修理をした計量器（第八十五條に規定するものにあつては、検定の有効期間内にあるものに限る。）であつて、第八十四條第一項各號に適合するものを譲渡し、貸し渡し、又は引き渡すとき。

渡すとき。

五 前號に掲げる場合の外、水道事業者又はガス事業者が行政主席の許可を受けて、規則で定める範囲内の修理をした水道メーター又はガスメーター（検定の有効期間内にあるものに限る。）であつて、第八十四條第一項各號に適合するものを、その供給する水又はガスの需要者に貸し渡すとき。

2 前項第一號の許可は、当該計量器が体温計その他規則で定める計量器でなく、且つ、取引若しくは證明以外の用途又は規則で定める用途に供されるものであると認められるときでなければ、してはならない。

3 第一項第一號の許可を受けて譲渡し、貸し渡し、又は引き渡す計量器には、見易い箇所に「取引證明以外利用」の表示を附さなければならない。

4 第一項第四號又は第五號の場合には、製造事業者若しくは修理事業者又は水道事業者若しくはガス事業者は、その譲渡し、貸渡し又は引渡前に、基準器検査に合格した基準器を用いて当該計量器が第八十四條第一項各號に適合するかどうかを検査しなければならない。

5 第一項第五號の許可は、当該水道事業者又はガス事業者が第三十五條第一項第一號及び第二號に該当するときでなければ、してはならない。

6 土地又は建物その他の工作物に取

り付けて使用すべき計量器の譲渡し、貸渡し又は引渡を受けた者は、使用前に、その計量器について検定を受けなければならない。

(修理の場合の告知義務)

第六十二條 製造事業者又は修理事業者は、前條第一項第四號の規則で定める範囲内の修理の委託を受けた場合において、その修理をした後においてもその計量器が第三十一條第一號又は第二號に該当すると認められるときは、委託者にその旨を告知しなければならない。

(譲渡等の制限)

第六十三條 販賣事業者（第六十條に規定する者を除く。）は、左の各號の一に該当する計量器を譲渡し、貸し渡し、又は譲渡若しくは貸渡のために所持してはならない。

一 検定證明が附されていない計量器

二 第八十五條に規定する計量器で検定に合格したものであつて、検定の有効期間を経過したもの

第六十四條 左に掲げる計量器については、前條の規定は適用しない。

一 第六十一條第一項第一號の許可を受けた計量器であつて、同條第三項の表示を附したのも

二 輸出する計量器

三 第八十六條第一項但書の規則で定める計量器

(使用の制限)

第六十五條 計量器でないもの及び左

の各號の一に該當する計量器は、取引上又は證明上における法定計量單位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。一 その者が修理した後また検定を受けない計量器

二 第六十三條に規定する計量器

第六十六條 左に掲げる計量器については、前條第一號の規定は、適用しない。

一 第六十一條第一項第四號に規定する計量器であつて、第八十四條第一項各號に適合するもの

二 第六十一條第五號に規定する水道メーター又はガスメーターであつて、第八十四條第一項各號に適合するもの

2 前項第一號又は第二號に規定する計量器の修理をした者は、使用前に、基準器検査に合格した基準器を用いて、當該計量器が第八十四條第一項各號に適合するかどうかを検査しなければならない。

第六十七條 左に掲げる計量器については、第六十五條第二號の規定は、適用しない。

一 第六十一條第一項第一號の許可を受けた計量器であつて、同條第三項の表示を附したものの（同條第二項の規則で定める用途に供する場合に限る。）

二 第八十六條第一項但書の規則で定める計量器
（正確に計量する義務）

第六十八條 規則で定める物象の状態の量について、法定計量單位により取引又は證明をする者は、規則で定める誤差をこえないように、その量を計らなければならない。
（容量検査合格容器の使用）

第六十九條 商品を容量検査に合格した容器に第九十三條の容量を示す目盛まで満たして、法定計量單位により販賣する者は、第六十五條の規定にかかわらず、計量器で計量することを要しない。

2 前項に規定する者は、同項の容器に第九十三條の規定により表示した容量が二以上あるときは、そのいずれの容量により使用するかを明示しなければならない。

第七十條 容量検査に合格した容器に第九十三條の容量を示す目盛まで商品を満たしていないときは、その商品は、販賣してはならない。但し、同條の規定により表示した容量によらない旨を明示したときは、この限りでない。

（正味量の表記）
第七十一條 法定計量單位による長さ、質量又は体積により商品販賣する者は、その商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに附した封紙を破棄しななければならない。質量又は体積を増加し、又は減少することができないようにするときは、その容器又は包装に、當該計量單位による

その商品の長さ、質量又は体積（以下「正味量」という。）を表記しなければならない。

2 前項の規定による表記をするには、規則で定める誤差をこえないように、その正味量を計らなければならない。

3 第一項の規定による表記をした商品（以下「正味量表記商品」という。）を販賣する者は、第六十五條の規定にかかわらず、計量器を使用して計量することを要しない。但し、第一項の容器若しくは包装又はこれらに附した封紙が破棄された後は、この限りでない。

（品質の表記）
第七十二條 法定計量單位による濃度、密度又は粘度により商品販賣する者は、その商品を容器に入れ、又は包装してその容器若しくは包装又はこれらに附した封紙を破棄しななければならない。濃度、密度又は粘度を増加し、又は減少することができないようにして、その容器又は包装に、當該計量單位によるその商品の濃度、密度又は粘度（以下「品質」という。）を表記するときは、規則で定める誤差をこえないように、その品質を計らなければならない。

2 前項の規定による表記をした商品（以下「品質表記商品」という。）を販賣する者は、第六十五條の規定にかかわらず、計量器を使用して計量することを要しない。但し、前項

の容器若しくは包装又はこれらに附した封紙が破棄された後は、この限りでない。

（氏名等の附記）
第七十三條 第七十一條第一項又は前條第一項の規定による正味量又は品質の表記には、表記をする者の氏名又は名稱及びその表記をした場所を附記しなければならない。

（精度の制限）
第七十四條 法定計量單位による質量による取引であつて、その一回の取引量が一〇キログラム以下であるものについては、天びんを使用する場合を除き、その取引量の二〇分の一以下の最少目盛を有するはかりを使用しなければならない。

（はかりの表示最大量）
第七十五條 はかりを取引上又は證明上の計量に使用するには、その最大目盛の示す量をこえる量を一回に計つてはならない。

（水平装置）
第七十六條 計量器の位置が水平であるかどうかを定めるための装置を有する計量器は、その位置を水平にした後でなければ、取引上又は證明上の計量に使用してはならない。

（零点の調整）
第七十七條 零点を調整する装置があるはかり又は検位衡は、その零点を調整した後でなければ、取引上又は證明上の計量に使用してはならない。

但し、天びんはこの限りでない。

(ますの使用制限)

第七十八條 木製ますは、第八十四條

第一項第一號の規則で定める殺用ますでなければ穀類について、同號の規則で定める液用ますでなければ液体について、取引上又は證明上の計量に使用してはならない。

第七十九條 取引上又は證明上において二〇立方デシメートル以上の穀類の量を計る場合において、二〇立方デシメートルの倍數である部分を計るには、全量二〇立方デシメートル未満のますを使用してはならない。

2 取引上又は證明上においてますにより穀類の量を計るには圓筒狀斗概を使用しなければならない。

(ガスの熱量計)

第八十條 ガス事業者が取引又は證明上においてガスの熱量を計るにはエネルギー式流水型熱量計を使用しなければならない。

(風袋の質量表示)

第八十一條 取引上又は證明上における質量の計量に常時使用する風袋には、その質量を表示しなければならない。

第四章 検定及び容量検査

第一節 検定

(検査の主体)

第八十二條 検定は、行政主席が行う。

(検定の實施の場所)

第八十三條 検定の實施の場所は、検

定所とする。但し、左の各號に掲げる場合は、それぞれ各號に定めるところによる。

一 災害により検定所において検定をすることができないときは、計量器の所在の場所

二 計量器の運搬が著しく困難である場合その他特別の事由がある場合において、行政主席の許可を受けたときは、その計量器の所在の場所

(検定の合格條件)

第八十四條 検定を行つた計量器が左の各號に適合するときは、合格とする。

一 規則で定める種類に属すること。

二 規則で定める構造(材料の性質を含む。以下同じ。)を有すること。

三 その器差が規則で定める検定公差をこえないこと。

2 前項第二號及び第三號に適合するかどうかは、規則で定める方法により基準器検査に合格した基準器を用いて定めるものとする。

(検定の有効期間)

第八十五條 タキシーメーター、ガスメーター、水道メーター及びガソリン量器の検定の有効期間は、検定證明を附した月の翌月一日から起算してタキシーメーターにあつては一年、ガスメーターにあつては七年、水道メーター及びガソリン量器にあ

つては八年とする。

(検定證明等)

第八十六條 検定に合格した計量器には、検定證明を附する。但し、その構造上検定證明を附し難い計量器であつて、規則で定めるものについては、この限りでない。

2 前條に規定する計量器に前項の規定により附すべき検定證明には、前條の有効期間の満了の日を表示しなければならない。

(検定をすべき期限)

第八十七條 行政主席は、検定の申請があつたときは、申請の受理の日から二〇日以内に、その申請に係る計量器の検定をして合格又は不合格の處分をしなければならない。

(不合格の理由の通知)

第八十八條 行政主席は、計量器の検定をして不合格の處分をしたときは、その検定を申請した者に對し、不合格の理由を通知しなければならない。

(検定證明のまつ消等)

第八十九條 検定に合格しなかつた計量器に検定證明が附されているときは、その検定證明を除去し、又はこれに消印を附する。

第二節 容量検査

(容量検査の主体)

第九十條 容量検査は、行政主席が行う。

(容量検査の対象)

第九十一條 容量検査は、法定計量單

位による体積による取引に使用する容器であつて、規則で定めるものでなければ、受けることができない。

(容量検査の實施の場所)

第九十二條 容量検査の實施の場所は、検定所とする。但し、左の各號に掲げる場合は、その容器の所在の場所とする。

一 災害により検定所において容量検査をすることができないとき。

二 容器の運搬が著しく困難である場合その他特別の事由がある場合において、行政主席の許可を受けたとき。

(容量の表示)

第九十三條 容量検査を受けようとする者は、容器に、使用しようとする容量を表示し、及びその容量を示す目盛を附さなければならない。

(容量検査の合格條件)

第九十四條 容量検査を行つた容器が左の各號に適合するときは、合格とする。

一 規則で定める種類に属すること。

二 規則で定める構造を有すること。

三 その器差が規則で定める容量公差をこえないこと。

2 前項第二號及び第三號に適合するかどうかは、規則で定める方法により、基準器検査に合格した基準器を用いて定めるものとする。

(容量検査證明)

第九十五條 容量検査に合格した容器

には、容量検査印を附する。

(容量検査印のまつ消等)

第九十六條 容量検査に合格しなかつ

た容器に容量検査印が附されてい

るときは、その容量検査印を除去

し、又はこれに消印を附する。

(準用規定)

第九十七條 第八十七條及び第八十八

條の規定は、容量検査に準用する。

第五章 計量證明の事業

(計量證明の事業の設備の登録)

第九十八條 運送、寄託又は買買の目

的たる貨物の積卸又は入出庫に際し

て行うその貨物の法定計量單位によ

る計量上の證明(以下「計量證明」

という。)の事業を行おうとする者

は、計量證明に使用しようとする計

量器につき、行政主席の登録を受け

なければならない。

(登録申請書)

第九十九條 前條の登録を受けようと

する者は、左の事項を記載した申請

書に、法人にあつては定款又は寄附

行為を添付し、行政主席に提出しな

なければならない。

一 氏名又は名稱及び住所並びに法

人にあつてはその代表者の氏名及

び住所

二 事業所の所在地

三 計量證明に使用する計量器の種

類及び数

(登録)

第百條 行政主席は、第九十八條の登

録の申請があつたときは、遅滞な

く、登録をしなければならない。

(登録簿)

第百一條 行政主席は、登録簿を備

え、左の事項を登録しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番號

二 氏名又は名稱及び住所並びに法

人にあつてはその代表者の氏名及

び住所

三 事業所の所在地

四 計量證明に使用する計量器の種

類及び数

(登録證の交付)

第百二條 行政主席は、第九十八條の

登録をしたときはその申請者に登録

證を交付する。

2 登録證には、左の事項を記載しな

ければならない。

一 登録の年月日及び登録番號

二 氏名又は名稱及び住所

三 事業所の所在地

四 計量證明に使用する計量器の種

類及び数

(登録證の訂正)

第百三條 第九十八條の登録を受けた

者は、前條第二項第二號から第四號

までに掲げる事項に變更があつたと

きは、遅滞なく、行政主席にその登

録證を提出し訂正を受けなければな

らない。

(登録の失効)

第百四條 第九十八條の登録を受けた

者がその計量證明の事業を廢止した

ときは、登録は、その効力を失う。

(登録のまつ消)

第百五條 行政主席は、第九十八條の

登録がその効力を失つたときは、第

百一條の規定による登録をまつ消し

なければならない。

(準用規定)

第百六條 第二十六條、第二十七條及

び第三十條の規定は、第九十八條の

登録に準用する。

(検査を受ける義務)

第百七條 計量證明の事業を行う者

は、第九十八條の登録を受けたとき

は、一箇月以内に登録を受けた計量

器につき検査を受けなければならない

い。その検査を受けた後六箇月を経

過したときも、同様とする。

(検査の主体)

第百八條 前條の検査は、行政主席が

行う。

(検査の實施の場所)

第百九條 第百七條の検査の實施の場

所は、その計量器の所在の場所とす

る。但し、計量證明の事業を行う者

の申出があつたときは、檢定所とす

る。

(検査の合格條件)

第百十條 第百七條の検査をした計量

器が左の各號に適合するときは、合

格とする。

一 檢定證明が附されていること。

(その計量器が第八十六條第一項

但書の規則で定めるものである場

合を除く。)

二 規則で定める構造を有するこ

と。

三、その器差が規則で定める使用公

差をこえないこと。

四 第八十五條に規定する計量器で

あつて、檢定に合格したものにあ

つては、檢定の有効期間を経過し

ていないこと。

2 前項第二號及び第三號に適合する

かどうかは、規則で定める方法によ

り基準器検査に合格した基準器を用

いて定めるものとする。

(検査済證明)

第百十一條 第百七條の検査に合格し

た計量器には、検査済證明及び同條

の検査を行った年を表示する數字を

附する。

(檢定證明のまつ消等)

第百十二條 第百七條の検査に合格し

なかつた計量器に檢定證明が附され

ているときは、その檢定證明を除去

し、又はこれに消印を附する。

(準用規定)

第百十三條 第八十八條の規定は、第

百七條の検査に準用する。

第六章 取 締

(定期検査)

第百十四條 計量器を取引上又は證明

上における法定計量單位による計量

に使用する者は、その計量器につい

て、行政主席が行う定期検査を受け

なければならぬ。但し、左に掲げる計量器については、この限りでない。

一 第六十一條第一項第一號の許可を受けた計量器であつて、同條第三項の表示を附したものの(同條第二項の規則で定める用途に供する場合に限る。)

二 第八十五條に規定する計量器

三 第八十六條第一項但書の規則で定める計量器

四 第九十八條の登録を受けた計量器

五 第五十一條若しくは第五十六條の検査済証印又は第五十二條の定期検査済証印であつて、當該定期検査を行う年と同一の年を表示する数字があるものが附されている計量器

六 其他規則で定める計量器

(定期検査の主体)

第五十五條 定期検査は、行政主席が行う。

(定期検査の実施の時期)

第五十六條 定期検査は、行政主席が指定する期日に行う。

(定期検査の実施の場所)

第五十七條 定期検査の実施の場所は、行政主席が指定する場所とする。但し、計量器の運搬が著しく困難である場合その他特別の事由がある場合において行政主席の許可を受けたときは、その計量器の所在の場所とする。

(定期検査の実施の公示)

第五十八條 行政主席は、定期検査を行う區域ごとに、實施の期日の一箇月前までに、その期日及び場所を公示しなければならない。

(事前調査)

第五十九條 行政主席が行う定期検査について前條の規定による公示があつたときは、定期検査を行う區域内の市町村長は、第五十四條の規定により定期検査を受けるべき計量器の種類及び数を調査し、定期検査の期日の三日前までに行政主席に報告しなければならない。

(定期検査の合格条件)

第六十條 定期検査を行った計量器が左の各號に適合するときは、合格とする。

一 檢定證印が附されていること。

二 第五十條第一項第二號の規則で定める構造を有すること。

三 その器差が第五十條第一項第三號の規則で定める使用公差をこえないこと。

2 前項第二號及び第三號に適合するかどうかは、第五十條第二項の規則で定める方法により、基準器検査に合格した基準器を用いて定めるものとする。

(定期検査済証印)

第六十一條 定期検査に合格した計量器には、定期検査済証印及び定期検査を行った年を表示する数字を附する。

(檢定證印のまつ消等)

第六十二條 定期検査に合格しなかつた計量器は、檢定證印を除去し、若しくは消印を附し又はその計量器を破棄しその他取締上必要な處分をしなければならない。

(準用規定)

第六十三條 第八十八條の規定は、定期検査に準用する。

(定期検査に代る検査)

第六十四條 疾病、旅行その他やむを得ない事由により、第五十六條の規定により行政主席が指定する期日に定期検査を受けることができない者が、その計量器について行政主席の検査を受けているときは、その検査を受けた計量器については、第五十四條の規定にかかわらず、當該定期検査を受けることを要しない。

(定期検査に代る検査の実施の場所)

第六十五條 前條の検査の実施の場所は、檢定所とする。

2 第五十七條但書の規定は、前條の検査の実施の場所に準用する。

(検査済証印)

第六十六條 第六十四條の検査に合格した計量器には、検査済証印及び同條の検査を行った年を表示する数字を附する。

(準用規定)

第六十七條 第八十八條、第五十五條、第六十條及び第六十二條の規定は、第六十四條の検査に準用する。

(報告)

第六十八條 行政主席は、この立法の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、製造事業者、修理事業者若しくは販賣事業者又は計量單位により取引若しくは證明をする者から報告を徴することができる。

(立入検査、質問及び収去)

第六十九條 行政主席は、この立法の施行に必要な限度において、その職員に、製造事業者、修理事業者若しくは販賣事業者又は計量單位により取引若しくは證明をする者の工場、事業場、店舗、營業所、事務所又は倉庫に立ち入り、計量器、計量器の製造若しくは修理のための設備、正味量表記商品、品質表記商品若しくは帳簿書類若しくは取引上若しくは證明上の計量の方法を検査させ、關係人に質問させ、又は品質の検査のため必要な最少限度の量に限り法定計量單位による密度、濃度若しくは粘度により取引される商品を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す證明を携帯し、關係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められるものと解釋してはならない。

(計量器等の提出)

第三百三十條 行政主席は、前條第一項

の規定により、その職員に検査をさせた場合において、その所在の場所において検査させることが著しく困難であると認められる計量器又は正味量表記商品若しくは品質表記商品があつたときは、その所有者又は占有者に對し、期間を定めて、これを提出すべきことを命ずることができ

(検査証明の除去等)

第三百三十一條 行政主席は、第二百二十九條第一項の規定により、その職員に、取引上又は證明上における法定計量単位による計量に使用される計量器(第六十七條各號に掲げるものを除く。)を検査させた場合において、その計量器が左の各號の一に該當するときは、その計量器の検査証明を除去し、若しくは消印を附し、又はその計量器を破棄し、その他取締上必要な處分をなすことができる。

一 第二百十條第一項第二號の規則で定める構造を有しないこと。
二 その器差が第二百十條第一項第三號の規則で定める使用公差をこえること。

三 第八十五條に規定する計量器であつて、検査に合格したものにあっては、検査の有効期間を経過していること。

2 前項第一號又は第二號に該當するかどうかは、第二百十條第二項の規則

で定める方法により、基準器検査に合格した基準器を用いて定めるものとする。

3 行政主席は、第一項の規定による處分をするときは、その計量器の所有者又は占有者にその處分の理由を告知しなければならない。
(正味量又は品質の表記のまつ消)

第三百三十二條 行政主席は、第二百二十九條第一項の規定により、その職員

に、正味量表記商品又は品質表記商品を検査させた場合において、その商品の正味量又は品質の器差が第七十一條第二項又は第七十二條第一項の規則で定める誤差をこえるときは、その表記をまつ消することができ

2 行政主席は、前項の規定による處分をするときは、その商品の所有者又は占有者に對してその理由を告知しなければならない。

(行政主席の権限の委任)

第三百三十三條 行政主席は、第六十八條から第七十三條までの規定の實施を確保するために特に必要があると認めるときは、市町村長に、第二百二十九條(正味量表記商品若しくは品質表記商品又は取引上若しくは證明上の計量の方法に係る部分に限る。)又は前條の規定による権限を行わせることができる。

第七章 雜 則

(手数料)

第三百三十四條 別表の上欄に掲げる者

は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において規則で定める金額の手数料を納めなければならない。

(委任規定)

第三百三十五條 この立法の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

第八章 罰 則**(罰 則)**

第三百三十六條 第十一條第一項、第三十二條第一項、第六十條、第六十三條又は第六十五條の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは六万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

第三百三十七條 取引上又は證明上計量を偽る目的で不正に計量器を使用した者は、三年以下の懲役若しくは六万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。但し、刑法(明治四十年法律第四十五號)に正條があるときは、刑法による。

第三百三十八條 第四十四條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

第三百三十九條 第二十二條(第四十三條において準用する場合を含む。)、第六十一條第三項、第四項若しくは第六項、第六十六條第二項、第七十條、第九十八條、第百七條又は第百十四條の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは一万

五千圓以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

第百四十條 第八條第一項若しくは第二項、第十一條第二項、第十九條第二項、第二十三條第一項、第三十二條第二項、第三十九條第一項、第四十四條第二項、第六十八條、第六十九條第二項、第七十一條第二項、第七十二條第一項、第七十三條から第八十條までの規定に違反した者は、一万五千圓以下の罰金に處する。

第百四十一條 左の各號の一に該當する者は、一万圓以下の罰金に處する。
一 第二十一條第三項(第三十八條第二項において準用する場合を含む。)

二 第二十五條第一項(第四十三條において準用する場合を含む。)、第五十三條、第五十四條第一項、第六十二條、第八十一條

又は第百三條の規定に違反した者
三 第百二十八條の規定に基く規則に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第百二十九條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して虚偽の答弁をした者

五 第百三十一條第一項又は第百三十二條第一項の規定による處分を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百四十二條 第二十六條第一項(第四十三條、第五十九條又は第百六條

において準用する場合を含む。)又は第三十條(第四十三條、第五十九條又は第六十六條において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、三千圓以下の罰金に處する。

第四百四十三條 第二十六條第二項(第四十三條、第五十九條又は第六十六條において準用する場合を含む。)の規定に違反した場合においては、その行為をした法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三千圓以下の罰金に處する。

(罰則規定)

第四百四十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第三百三十六條から前條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して、各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の當該違反行為を防止するため、當該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの證明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第一條 この立法は、公布の日から起算して、第十六條第一項第一號、第二十九條第四號(基準器に係る部品に限る。)、第三十五條第一項第一號、第四十一條第四號(基準器に係る部品に限る。)、第六十一

條第四項、第六十六條第二項、第六十九條、第七十條並びに第九十條から第九十七條までの規定並びにこれらの規定に係る第二百二十九條、第三百三十三條、第三百三十四條、第三百三十九條、第四百四十三條及び第四百四十四條の規定は、一九五四年七月一日から施行する。

(條例の廢止)

第二條 沖繩群島度量衡條例(一九五一年沖繩群島條例第二十八號)は、廢止する。

(尺貫法による計量單位)

第三條 次條及び附則第五條に規定する尺貫法による計量單位(第二條の計量單位をいう。以下同じ。)及びその補助計量單位は、一九五八年十二月三十一日(土地又は建物に關しては、一九五八年十二月三十一日以後において規則で定める日。)までは、この立法による法定計量單位とみなす。

第四條 尺貫法による計量單位は、左の通りとする。

- 一 長さの計量單位は、尺及び鯨尺尺とする。
- 二 尺は、メートルの三三分の一〇の長さをいう。
- 三 鯨尺尺は、メートルの六六分の二五の長さをいう。
- 四 質量の計量單位は、貫とする。
- 五 貫は、三・七五キログラムの質量をいう。
- 六 面積の計量單位は、平方尺及び

歩又は坪とする。

平方尺は、邊の長さが三三分の一〇メートルの正方形の面積をいう。

歩又は坪は、平方メートルの一

二二分の四〇〇の面積をいう。

四 体積の計量單位は、立方尺及び升とする。

立方尺は、邊の長さが三三分の一〇メートルの立方体の体積をいう。

升は、立法メートルの一、三三

一、〇〇〇分の二、四〇一の体積をいう。

第五條 前條の計量單位の補助計量單位は、左の通りとする。

一 前條第一號の尺の補助計量單位は、毛、厘、分、寸、丈、間、町及び里とする。

毛は、尺の一〇、〇〇〇分の一をいう。

厘は、尺の一、〇〇〇分の一をいう。

分は、尺の一〇〇分の一をいう。

寸は、尺の一〇分の一をいう。

丈は、一〇尺をいう。

間は、六尺をいう。

町は、三六〇尺をいう。

里は、一二、九六〇尺をいう。

- 二 前條第一號の鯨尺尺の補助計量單位は、鯨尺分、鯨尺寸及び鯨尺丈とする。
- 三 鯨尺分は、鯨尺尺の一〇〇分の一をいう。
- 四 鯨尺寸は、鯨尺尺の一〇分の一をいう。
- 五 前條第二號の貫の補助計量單位は、毛、厘、分、匁及び斤とする。
- 六 毛は、貫の一、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。
- 七 厘は、貫の一〇〇、〇〇〇分の一をいう。
- 八 分は、貫の一〇、〇〇〇分の一をいう。
- 九 匁は、貫の一、〇〇〇分の一をいう。
- 十 斤は、〇・一六貫をいう。
- 十一 前條第三號の平方尺の補助計量單位は、平方分及び平方寸とする。
- 十二 平方分は、平方尺の一〇、〇〇〇分の一をいう。
- 十三 平方寸は、平方尺の一〇〇分の一をいう。
- 十四 前條第三號の歩の補助計量單位は、勾、合、畝、反及び町とする。
- 十五 勾は、歩の一〇〇分の一をいう。
- 十六 合は、歩の一〇分の一をいう。
- 十七 畝は、三〇歩をいう。
- 十八 反は、三〇〇歩をいう。
- 十九 町は、三、〇〇〇歩をいう。
- 二十 前條第三號の坪の補助計量單位は、勾及び合とする。

勾は、坪の一〇〇分の一をいう。

合は、坪の一〇分の一をいう。

七 前條第四號の立方尺の補助計量單位は、立方分、立方寸及び立方坪とする。

立方分は、立法尺の一、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

立法寸は、立法尺の一、〇〇〇分の一をいう。

八 前條第四號の坪の補助計量單位は、勾、合、斗及び石とする。

勾は、坪の一〇〇分の一をいう。

合は、坪の一〇分の一をいう。

斗は、一〇斗をいう。

石は、一〇〇斗をいう。

(ヤードポンド法による計量單位)

第六條 次條及び附則第八條に規定するヤードポンド法による計量單位及びその補助計量單位は、一九五八年十二月三十一日までは、この立法による法定計量單位とみなす。

第七條 ヤードポンド法による計量單位は、左の通りとする。

一 長さの計量單位は、ヤードとする。

ヤードは、〇・九一四四メートルの長さをいう。

二 質量の計量單位は、ポンドとする。

ポンドは、〇・四五三五九二四三キログラムの質量をいう。

三 温度の計量單位は、カ氏度とする。

カ氏度の度は、度の九分の五とし、カ氏三二度は、〇度の温度とする。

四 面積の計量單位は、平方ヤードとする。

平方ヤードは、邊の長さが〇・九一四四メートルの正方形の面積をいう。

五 体積の計量單位は、立方ヤード及びガロンとする。

立方ヤードは、稜の長さが〇・九一四四メートルの立方体の体積をいう。

ガロンは、〇・〇〇三七八五四三立方メートルの体積をいう。

六 速さの計量單位は、ヤード毎秒とする。

ヤード毎秒は、〇・九一四四メートル毎秒の速さをいう。

七 加速度の大きさの計量單位は、ヤード毎秒毎秒とする。

ヤード毎秒毎秒は、〇・九一四四メートル毎秒毎秒の加速度の大きさをいう。

八 力の大きさの計量單位は、重量ポンドとする。

重量ポンドは、〇・四五三五九二四三重量キログラムの力の大きさをいう。

九 壓力の計量單位は、重量ポンド毎平方インチ、水銀柱インチ及び水柱インチとする。

重量ポンド毎平方インチは、

〇・〇七〇三〇七重量キログラム毎平方センチメートルの壓力をいう。

水銀柱インチは、〇・〇二五四水銀柱メートルの壓力をいう。

水柱インチは、〇・〇二五四水柱メートルの壓力をいう。

十 仕事の計量單位は、フットポンドとする。

フットポンドは、〇・一三八二五五キログラムメートルの仕事をする。

十一 熱量の計量單位は、英熱量とする。

英熱量は、〇・二五二キロカロリーの熱量をいう。

十二 密度の計量單位は、ポンド毎立方フットとする。

ポンド毎立方フットは、二六・〇一八五キログラム毎立方メートルの密度をいう。

第八條 前條の計量單位の補助計量單位は、左の通りとする。

一 前條第一號のヤードの補助計量單位は、インチ、フット、チェーン及びマイルとする。

インチは、ヤードの三六分の一をいう。

フットは、ヤードの三分の一をいう。

チェーンは、二二ヤードをいう。

マイルは、一、七六〇ヤードをいう。

いう。

二 前條第二號のポンドの補助計量單位は、グレイン、オンス、米トン及び英トンとする。

グレインは、ポンドの七、〇〇〇分の一をいう。

オンスは、ポンドの一六分の一をいう。

米トンは、二、〇〇〇ポンドをいう。

英トンは、二、二四〇ポンドをいう。

三 前條第四號の平方ヤードの補助計量單位は、平方インチ、平方フット及び平方マイルとする。

平方インチは、平方ヤードの一、二九六分の一をいう。

平方フットは、平方ヤードの九分の一をいう。

平方マイルは、三、〇九七、六〇〇平方ヤードをいう。

四 前條第五號の立方ヤードの補助計量單位は、立方インチ及び立方フットとする。

立方インチは、立方ヤードの四六・六五六分の一をいう。

立方フットは、立方ヤードの二七分の一をいう。

五 前條第九號の水柱インチの補助計量單位は、水柱フットとする。

水柱フットは、十二水柱インチをいう。

(馬力)
第九條 英馬力及び佛馬力は、一九五

八年十二月三十一日までは、この立法による法定計量単位とみなす。

2 英馬力は、七四六ワットの工率をいう。

3 佛馬力は、七三五・五ワットの工率をいう。

(燭)

第十條 燭は、一九五八年十二月三十一日以前において規則で定める日までは、この立法による法定計量単位とみなす。

2 燭は、一・〇〇六七カンデラをいう。

(政府の機関等における計量単位の使用)

第十一條 政府又は市町村は、この立法の施行の日以後において、第三條及び第五條に規定する物象の状態の量について、取引上又は證明上の計量(第二條の物象の状態の量の表示を含む。)をするには、第三條若しくは第五條の計量単位又は第六條若しくは第七條の補助計量単位を用いるように努めなければならない。

(尺貫法又はヤードポンド法による計量単位の表示)

第十二條 附則第三條、同第六條、同第九條又は同第十條に規定する期間の満了前に、附則第四條、同第五條、同第七條又は同第八條から同第十條までに規定する計量単位又は補助計量単位による表示を文書に記載し、又は商品その他の物件に附したときは、その表示は、第八條第一項の規

定にかかわらず、当該期間満了後であつても、取引上又は證明上の物象の状態の量の表示として用いることを妨げない。

(製作の營業の免許)

第十三條 この立法の施行の際現に從前の規定により度量衡器又は計量器(以下「度量衡器等」という。)の製作の免許を受けている者は、その工場(この立法の施行前に廃止したものを除く。)ごとに、第十一條第一項の許可を受けたものとみなす。

第十四條 前條の規定により受けたものとみなされる第十一條第一項の許可の区分は、前條に規定する者がこの立法の施行の際現に製作の業を営んでいる度量衡器等が属する第十二條の許可の区分とする。

第十五條 附則第十三條の規定により受けたものとみなされる第十一條第一項の許可の有効期間は、從前の免許の有効期間の満了の日までとする。但し、この立法の施行の日から一〇年をこえることができない。

第十六條 附則第十三條の規定により第十一條第一項の許可を受けたものとみなされた者(以下「舊製作營業者」という。)は、この立法の施行の日から六箇月以内に、行政主席に許可證の交付の申請をしなければならない。

2 行政主席は、前項の申請があつたときは、第十八條第一項の許可證に附則第十三條の規定により受けたものとみなされる第十一條第一項の許可の許可の有効期間を記載して、これを舊製作營業者に交付しなければならない。

第十七條 この立法の施行前に相續により製作の營業を承継し、この立法の施行の日までに承継の出願をしなかつた舊製作營業者が前條第一項の申請をする場合は、その承継の事實を證する書面を提出しなければならない。

第十八條 舊製作營業者については、この立法の施行の日から一年以内は、第二十九條第四號の規定(第十六條第一項第二號の規則で定める設備に係る部分に限る。)は、適用しない。

第十九條 舊製作營業者は、この立法の施行の際現に從前の規定によりその營業所外において度量衡器等の販賣の許可を受けているときは、第十九條第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第二十條 舊製作營業者は、この立法の施行の際現に從前の規定によりその工場外において度量衡器等の製造の許可を受けているときは、第二十條の規定による届出をしたものとみなす。

第二十一條 舊製作營業者が、從前の規定により届け出た記載は第二十一條第一項の規定により届出たものとみなす。

第二十二條 第二十二條の規定は、舊製作營業者がこの立法の施行前に製造又は修理をした計量器についても、適用する。但し、舊製作營業者がこの立法の施行前に、その計量器に從前の規定による表記をしたときは、この限りでない。

第二十三條 この立法の施行の際現に自己の使用にのみ供する計量器の製造の事業を行つてゐる者は、この立法の施行の日から六〇日以内に、その旨を行政主席に届け出なければならない。

(修繕の營業の免許)

第二十四條 この立法の施行の際現に從前の規定により度量衡器等の修繕の免許を受けている者は、その工場(この立法の施行前に廃止したものを除く。)ごとに、第三十二條第一項の許可を受けたものとみなす。

第二十五條 前條の規定により受けたものとみなされる第三十二條第一項の許可の区分は、前條に規定する者がこの立法の施行の際現に修繕の業を営んでいる度量衡器等が属する第三十三條の許可の区分とする。

第二十六條 附則第二十四條の規定により受けたものとみなされる第三十三條第一項の許可の有効期間は、從前の免許の有効期間の満了の日までとする。但し、この立法の施行の日から一〇年をこえることができない。

製造營業者がこの立法の施行前に製造又は修理をした計量器についても、適用する。但し、舊製作營業者がこの立法の施行前に、その計量器に從前の規定による表記をしたときは、この限りでない。

第二十七條 附則第二十四條の規定に

より第三十二條第一項の許可を受け
たものとみなされた者(以下「舊修
理業者」という。)は、この立法
の施行の日から六箇月以内に、行政
主席に許可證の交付の申請をしなけ
ればならない。

2 行政主席は前項の申請があつたと
きは、第四十三條において準用する
第十八條第一項の許可證に、附則第
二十四條の規定により受けたものと
みなされた第三十二條第一項の許可
の有効期間を記載して、これを舊修
理業者に交付しなければならな
い。

第二十八條 この立法の施行前に相續

により修繕の營業を承繼しこの立法
の施行の日までに承繼の出願をしな
かつた舊修理業者が、前條第一項
の申請をする場合は、その承繼の事
實を證する書面を提出しなければな
らない。

第二十九條 舊修理業者について

は、この立法の施行の日から一年以
内は、第四十一條第四號の規定(第
三十五條第一項第二號の規則で定め
る設備に係る部分に限る。)は、適
用しない。

**第三十條 舊修理業者は、この立法
の施行の際現に從前の規定により工
場外において度量衡器等の修繕の許
可を受けているときは、第三十七條
の規定による届出をしたものとみな
す。**

第三十一條 舊修理業者が從前の規

定により届け出た記號は、第三十八
條第一項の規定により届け出たもの
とみなす。

**第三十二條 第四十三條において準用
する第二十二條の規定は、舊修理業
業者がこの立法の施行前に修理をし
た計量器についても、適用する。但
し、舊修理業者がこの立法の施行
前に、その計量器に從前の規定によ
る表記をしたときは、この限りでな
い。**
(自己の使用にのみ供する計量器の修
理)

第三十三條 この立法の施行の際現に

自己の使用にのみ供する計量器の修
理の事業を行つてゐる者は、この立
法の施行の日から六〇日以内に、そ
の旨を行政主席に届け出なければな
らない。

(販賣の營業の免許)**第三十四條 この立法の施行の際現に**

從前の規定により度量衡器等の販賣
の免許を受けている者は、その營業
所(この立法の施行前に廢止したも
のを除く。)ごとに、第四十四條第
一項の登録を受けたものとみなす。

第三十五條 前條の規定により受けた

ものとみなされる第四十四條第一項
の登録の区分は、前條に規定する者
がこの立法の施行の際現に販賣の業
を営んでゐる度量衡器等が屬する第
四十五條の登録の区分とする。

第三十六條 附則第三十四條の規定に

より受けたものとみなされる第二十
四條第一項の登録の有効期間は、從
前の免許の有効期間の満了の日まで
とする。但し、この立法の施行の日
から五年をこえることができない。

第三十七條 附則第三十四條の規定に

より第四十四條第一項の登録を受け
たものとみなされた者(以下「舊販
賣業者」という。)は、この立法
の施行の日から六箇月以内に、行政
主席に登録證の交付の申請をしなけ
ればならない。

2 行政主席は、前項の申請があつた
ときは、第五十一條第一項の登録證
に、附則第三十四條の規定により受
けたものとみなされた第四十四條第
一項の登録の有効期間を記載して、
これを舊販賣業者に交付しなければ
ならない。

**第三十八條 この立法の施行前に相續
により販賣の營業を承繼し、この立
法の施行の日までに承繼の出願をし
なかつた舊販賣業者が、前條第一
項の申請をする場合は、その承繼の
事實を證する書面を提出しなければ
ならない。**

第三十九條 舊販賣業者は、この立

法の施行の際現に從前の規定により
營業所外において度量衡器等の販賣
の許可を受けているときは、第五十
二條の規定による届出をしたものと
みなす。

第四十條 この立法の施行の際現に左

(追加計量器の販賣等の事業)
に掲げる計量器(以下「追加計量器」
という。)の販賣等の事業を行つて
いる者(以下「追加計量器販賣事業
者」という。)は、この立法の施行
の日から六箇月以内は、第四十四條
第一項の登録を受けないで、從前の
例によりその事業を繼續することを
妨げない。

一 時間計
二 物体の膨脹による温度計以外の
温度計
三 面積計
四 積算體積計(オイルメーターに
限る。)
五 定體積計込機
六 目盛付タンク、目盛付タンカー
及び目盛付タンクローリー
七 速さ計
八 力計
九 仕事計
十 工率計
十一 熱量計
十二 角度計
十三 流量計
十四 粘度計
十五 浮ひより以外の密度計
十六 浮ひより及び乳脂計以外の濃
度計
十七 光度計
十八 光束計
十九 照度計
二十 周波數計
二十一 騒音計
二十二 生糸繰度計以外の繰度計

二十三 かたき試験機

二十四 衝撃値試験機

二十五 引張強さ試験機

二十六 壓縮強さ試験機

二十七 粒度計

二十八 屈折度計

二十九 乾濕球湿度計以外の湿度計

三十 浮ひょう以外の比重計

三十一 耐火度計

第四十一條 追加計量器販賣事業者は、前條の期間内に、第四十五條の登録の区分に従い、その現に販賣等の事業を行つてゐる計量器の種類並びに第四十七條第一號及び第二號に掲げる事項を、行政主席に届け出たときは、この立法の施行の日に、その届け出た計量器が属する第四十五條の登録の区分について、その店舗ごとに第四十四條第一項の登録を受けたものとみなす。

2 行政主席は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出をした者に第五十一條第七項の登録證を交付する。

(残存計量器の處理)

第四十二條 第四十四條第一項但書及び第二項の規定は、この立法の施行前に従前の免許が効力を失つた場合において、その免許を受けていた者がその營業上所保持していた度量衡器等を處分するため販賣の事業を行おうとするときに準用する。

2 前項の場合において、販賣の事業を行おうとする者は、この立法の施

行の際現に従前の規定により認可を受けているときは、第四十四條第二項の規定による届出をしたものとみなす。

(輸出すべき計量器)

第四十三條 この立法の施行の際現に従前の規定により輸出すべき度量衡器等について許可を受けているものは、第六十一條第一項第二號の規定による届出をしたものとみなす。

(檢定を受ける義務等)

第四十四條 左に掲げる計量器以外の計量器については、當分の間規則の定めるところにより第六十條、第六十三條及び第六十五條の規定は適用しないことができる。

一 金屬製長さ計

二 木製長さ計

三 竹製長さ計

四 纖維製長さ計

五 天びん

六 ばね式はかり

七 懸垂はかり、皿はかり及び台はかり

八 秤はかり

九 自動はかり

十 分銅及びおもり

十一 木製ます及び斗概

十二 金屬製ます

十三 壓力計

(正味量表記の効力)

第四十五條 この立法の施行前にした従前の規定による正味量の表記(その表記正味量が質量を超過するもの

を除く。)は、第七十一條第一項の規定によつてしたものとはみなす。

2 この立法の施行前に従前の規定によつてした正味量の表記の附記は、第七十三條の規定によつてしたものとはみなす。

(使用制限)

第四十六條 鯨尺の目盛のある長さ計の鯨尺の目盛は、織物の長さを計る場合の外、取引上又は證明上の計量に使用してはならない。

第四十七條 取引上又は證明上において尺貫法による計量單位により一斗以上の穀類の量を計る場合において、一斗の倍数である部分を計るには全量一斗未満のますを使用してはならない。

(檢定證明の効力)

第四十八條 従前の規定により度量衡器等に附した檢定證明は、第八十六條第一項の規定により附した檢定證明とはみなす。

(定期検査等の實施)

第四十九條 附則第四十四條各號に掲げる計量器以外の計量器については、當分の間規則の定めるところにより第七條、第百十四條、第百二十四條及び第百二十九條第一項の規定は、適用しないことができる。

(定期検査の告示)

第五十條 この立法の施行前に行政主席が従前の規定によつてした第一種

取締の告示は、検査の期日前一箇月以内にしたものであつても、行政主席が第百十八條の規定によつてした公示とはみなす。

(欠格事由)

第五十一條 この立法の施行前に従前の規定により營業免許を取り消された者は、第十三條第二號(第四十三條において準用する場合を含む。)又は第四十六條第二號の規定の適用に關しては、この立法の規定により製造若しくは修理の事業の許可又は販賣等の事業の登録を取り消されたものとみなす。

(處分)

第五十二條 附則第十三條、同第十九條、同第二十條、同第二十一條、同第二十四條、同第三十條、同第三十一條、同第三十四條、同第三十九條、同第四十二條第二項、同第四十三條、同第四十五條、同第四十八條、同第五十條又は前條に規定する場合の外、この立法の施行前に従前の規定によつてした處分、手續その他の行為は、この立法中にこれに相當する規定があるときは、この立法によつてしたものとみなす。

(罰則の適用)

第五十三條 この立法の施行前にした行為に對する罰則の適用に關しては、附則第二條の規定にかかわらずなお従前の例による。

別表

納付しなければならない者	金 額
一 製造の事業の許可を受けようとする者	一件につき 三、〇〇〇圓
二 製造の事業の再許可を受けようとする者	一件につき 一、五〇〇圓
三 修理の事業の許可を受けようとする者	一件につき 一、五〇〇圓
四 修理の事業の再許可を受けようとする者	一件につき 八〇〇圓
五 販賣等の事業の登録を受けようとする者	一件につき 五〇〇圓
六 販賣等の事業の再登録を受けようとする者	一件につき 二五〇圓
七 第九十八條の登録を受けようとする者	一件につき 三〇〇圓
八 製造若しくは修理の事業の許可證、販賣等の事業の登録證、第二百二條の登録證の訂正を受けようとする者	一件につき 五〇圓
九 製造若しくは修理の事業の許可證、販賣等の事業の登録證、第二百二條の登録證の再交付を受けようとする者	一件につき 一〇〇圓
十 附則第四十一條第二項の登録證の交付を受けようとする者	一件につき 一〇〇圓
十一 檢定を受けようとする者	
① 長さ計	
イ 金屬製の長さ計	一箇につき 一〇〇圓
ロ その他の長さ計	一箇につき 一〇〇圓
② はかり	
イ 天びん	一箇につき 一、〇〇〇圓
ロ 棒はかり	一箇につき 一〇〇圓
ハ 複かんばかり	一箇につき 六〇、〇〇〇圓
ヒ ひょう量が二〇トン以上のもの	一箇につき 一〇、〇〇〇圓
フ ひょう量が二トン以上一〇トン未満のもの	一箇につき 一、五〇〇圓
ヘ その他のもの	一箇につき 一、五〇〇圓
ニ 指示はかり	
ヒ ひょう量が二〇キログラム未満のもの	一箇につき 一、五〇〇圓

③ 時間計	一箇につき 一〇〇圓
④ 温度計	一箇につき 一、五〇〇圓
イ ガラス製指示日盛温度計	一箇につき 一〇〇圓
ロ その他の温度計	一箇につき 三〇〇圓
⑤ 面積計	一箇につき 一五〇圓
⑥ 体積計	一箇につき 一〇〇圓
イ ます、化學用体積計、ガスビュレット及び肺活量計	一箇につき 三〇圓
ロ その他の体積計	一箇につき 一五、〇〇〇圓
⑦ 速さ計	一箇につき 三〇圓
イ ビット管式速さ計及びプロペラ式回転型速さ計	一箇につき 三〇〇圓
ロ その他の速さ計	一箇につき 六〇圓
⑧ 力 計	一箇につき 一五、〇〇〇圓
⑨ 壓力計	一箇につき 二、〇〇〇圓
イ 自記壓力計及び分銅式標準壓力計	一箇につき 五〇圓
ロ その他の壓力計	一箇につき 三、〇〇〇圓
⑩ 仕事計	一箇につき 三、〇〇〇圓
⑪ 工率計	一箇につき 三、〇〇〇圓
⑫ 熱量計	一箇につき 一、五〇〇圓
⑬ 角度計	一箇につき 一、五〇〇圓
イ 經緯儀及び測斜儀	一箇につき 一、五〇〇圓
ロ その他の角度計	一箇につき 一五〇圓
⑭ 流量計	一箇につき 一、五〇〇圓

15	粘度計	一箇につき	一五〇圓
16	密度計	一箇につき	三〇〇圓
17	濃度計	一箇につき	三〇〇圓
18	光度計、光束計及び照度計	一箇につき	三〇〇圓
19	周波數計及び騒音計	一箇につき	六〇〇圓
20	織度計	一箇につき	三〇〇圓
21	かたさ試験機及び衝撃値試験機	一箇につき	一、五〇〇圓
22	引張強さ試験機及び壓縮強さ試験機	一箇につき	三、〇〇〇圓
23	粒度計	一箇につき	一五〇圓
24	屈折度計	一箇につき	一、五〇〇圓
25	湿度計	一箇につき	六〇圓
26	イ 乾濕球湿度計及び變形湿度計 ロ その他の湿度計	一箇につき 一箇につき	三〇〇圓 三〇圓
27	比重計	一箇につき	一五〇圓
28	耐火度計	一箇につき	三〇圓
29	容量が二立方デシメートル未満の容器	一箇につき	六〇圓
30	容量が二立方デシメートル以上の容器	一箇につき	六〇圓

十二 容量検査を受けようとする者
十三 計量法第七條又は第百二十四條の検査を受けようとする者は検定を受けようとする者が納付すべき手数料の額の半額とする。

告 示

告示第五百五十三號

無線電信法第二條の規定により、一九五三年十一月十一日次のとおり、私設無線電信施設を許可した。
一九五三年十一月二十七日

行政主席 比嘉秀平

- 一、施設者名 大島産業商事株式會社
- 二、施設目的 航行の安全、海運事業に使用するため
- 三、船舶相互間及び電報

送受のため電氣通信取扱局との間に施設者の専用に供する。

告示第五百五十四號

- 三、機器設置場所 南州丸
- 四、呼出符號 KSAW
- 五、空中線電力 〇、〇五kw
- 六、電波の型式及び周波數
A一、A二 (四二五kc)
二二六二五kc
四四二kc、五〇〇kc
二一八二kc、二五八五kc
- 七、通信執務時間 八時間

次の無線電報取扱所を左記のとおり、設置した。
一九五三年十一月二十七日
行政主席 比嘉秀平

名稱	位置	呼出符號	傳送上の名稱	停泊港	設置年月日
南州丸無線電報取扱所	大島産業所	KSAW(和文)ナンシウマル	泊	一九五三、二、二	
電報取扱所	屬汽船南州丸	(歐文)NANSIU MARU			

公 告

電氣事業法第三十八條の規定による聽聞を左記のとおり行ふ。
一九五三年十二月二十三日

行政主席 比嘉秀平

一、件名及び事業の要旨

金城光邦の申請する電氣事業の許可
安谷屋秀信の申請する電氣事業の許可
宮平享正の申請する電氣事業の許可
山川宗文の申請する電氣事業の許可
讀合共進工業商會社代表山城竜吉の申請する電氣事業の許可
二、聽聞の期日及び場所
期日 一九五三年十二月十四日(月曜日)午後一時
場所 琉球政府工務交通部電力課

事 案 の 要 旨

崎本部(北中、南、上班)を供給區域とする電氣事業の許可及び許可條件案
與那原町新島區、森下區の各一部、濱田區、與那原區の全部を供給區域とする電氣事業の許可及び許可條件案
與那原町新島區、森下區、江口區の各一部、中島區、港區の全部を供給區域とする電氣事業の許可及び許可條件案
本部町字健堅濱崎部落を供給區域とする電氣事業の許可及び許可條件案
讀谷村高志保區、波平區、座喜美區を供給區域とする電氣事業の許可及び許可條件案

入 事 異 動

植物防疫所八重山支所 新城 長石
南風原局勤務を命ずる。
(八月一日)

首里局勤務を命ずる。 (八月十一日) 胡差地區社會福祉司 伊波 俊一 願により本職を免ずる。 (八月三十一日) 八重山刑務所 石垣 用中 警務囑託を解く。 (九月十四日) (各 通) 職業學校 金城 盛晋 胡差保健所 諸見里キヨ 檢察廳 前山 幸子 願により本職を免ずる。 (以上九月三十日付) 仲地 仁王 琉球畜産系検定所長を命ずる。 伊波 盛誠 琉球家畜検疫所長を命ずる。 島袋 正雄 琉球中央農業研究所畜産系課長を命ずる。 城間 哲雄 検疫課長を命ずる。 翁長 林正 總務課長を命ずる。 森下 保藏 農事課長を命ずる。 新城 幸吉 農藝化學課長を命ずる。 長山 正利 病理昆虫課長を命ずる。 柳 節子 檢察廳在差支那勤務を命ずる。 城間 正一	美里局勤務を命ずる。 新里 善福 文教審議會委員を委嘱する。 (以上十月一日付) (各 通) 那覇稅務署 照屋 力 宮古保健所 與那覇伊都子 宮古地方廳 堀川 政吉 願により本職を免ずる。 社會局 大城 清功 理容師、美容師試験委員を命ずる。 (以上十月五日付) 沖縄刑務所 親泊 初枝 願により本職を免ずる。 高良 初喜 琉球氣象台業務課長を命ずる。 喜舍場 浩 總務課長を命ずる。 (以上十月十二日付) 企業免許事務所 仲本 昭二 願により本職を免ずる。 (十月十三日) 琉球税關 鎌田 靜二 願により本職を免ずる。 識名 米子 首里病院勤務を命ずる。 牧 志 局 嘉納 政秀 具志川局長を命ずる。 具志川局 名嘉座元得 牧志局長を命ずる。 上本部局 渡久地政安 本部局長を命ずる。 本部局 友寄 隆徳 上本部局長を命ずる。	高良徳次郎 牧志局長心得を解く。 (以上十月十六日付) 工務交通局 八幡 勇 願により本職を免ずる。 (十月二十日) (各 通) 中央農業研究所 長尾 保隆 沖縄刑務所 山川 保 願により本職を免ずる。 久保田清郎 會計検査委員會事務局勤務を命ずる。 (以上十月二十三日付) (各 通) 山入端敬子 大嶺 紀子 上里 絹子 名護病院勤務を命ずる。 (以上十月二十五日付) 工務交通局 島田 次郎 長田 隆 名護測候所勤務を兼ねて命ずる。 (以上十月二十七日付) (各 通) 那覇保健所 島袋 全雄 胡差保健所 比嘉 榮 名護病院 伊佐シゲ子 大島中央病院 幸地 新松 胡差保健所 大川 勇 那覇登記所 波平 宏 法務局 阿嘉 良郎 植物防疫所 金城 義彦 琉球結核科學研究所	島田 和枝 大島中央病院 野田 妙子 文園能枝子 中央農業研究所 新里福次郎 指導所 所長 琉球税關 大山 公子 願により本職を免ずる。 (以上十月三十一日付) 與那覇伊都子 (十一月一日) 林 正義 恵 代子 廣田 たか 備瀬 孝明 濱元 初子 大島中央病院勤務を命ずる。 首里病院勤務を命ずる。 那覇登記所勤務を命ずる。 社會局労働課勤務を命ずる。 名護農業研究指導所 所長心得を命ずる。 宮古保健所勤務を命ずる。 (以上十一月一日付) 等働課長日本出張中課長代理を命ずる。 (各 通) 松井 純雄
---	---	--	--

森 砂雄 豊見山憲任 下地 常信 諸見里孫秀 兼本 信知 一九五三年施行運客師實施試驗委員を 委嘱する。 (以上十一月二日付) 上原 道雄 安里 昌榮 那覇中央電報局勤務を命ずる。 牧志局勤務を命ずる。 駐日琉球代表事務所 首席代表を命ずる。 瀬長 浩 經濟企画室長を命ずる。 中令 信					官房長心得を命ずる。 (以上十一月八日付) 經濟企画室 金井 直照 願により本職を免する。 (十一月十日) 正 誤 一九五三年十一月二十三日公報第四 十七號に登載の琉球列島米國民政府指 令第十一號勞働關係委員會の行政事務 取扱機關中の誤植を次のとおり訂正す る。 頁、段 行 誤 正 三十二頁 八月十八日付 八月十八日付 二段六行 三十二頁 村・與する 付・與する 二段十八行 三十二頁 民政長官 民政副長官 二段二十二行				
5	4	3	2	1	頁	段	行	誤	正
一八	一八	一七	一七	一七	一	四	十	第六條第二項の一行乃至六行第六條第二項の一行乃至八行	(削除)
一	一	四	四	四	二	四	三三	獨占的代表である。	第七條第三項(1)の十行目乃至十一行目
八	四	三	三	三	三	三	三三	第七條第三項(1)の六行目	第七條第三項(1)の五行目乃至六行目
								第七條第三項(1)の六行目	第七條第五項(1)の七行目乃至八行目
								第七條第五項(1)の七行目乃至八行目	

35	34	33	32	31	30	29	28	27
一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八
四	四	四	四	四	四	四	四	四
二五	二三	二二	一四	一二	九	八	五	四
又五項	第十二條、第五十三條第二、三、四、五項	第三十八條、第三十九條、第四十一條、第四十二條、第六十一條	第八十條第二項(2)の二行目	第七十條の二行目	第六十二條第四項の一行目	第六十二條第四項の一行目	第五十六條の三行目乃至四行目	「二十四時間を通じて十時その労働時間を二十四時間を通過して十時までは延長する」とが、但し、使用者は、この二十四時間以内の労働時間を四時間以内

発行所

行政主府官房文書課

— 中丸印刷所印行 —